

平成24年6月21日

各居宅介護支援事業者 代表者 様

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課
事業者指導・指定担当課長

退院・退所加算の算定要件について（通知）

日頃から、本市介護保険事業運営について、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

本市が平成24年4月25日付けで通知いたしました「退院・退所加算の算定要件について（通知）」に関し、皆様からの要請等を踏まえ、広島県を通じ厚生労働省へ再度の確認を行った結果、算定要件に関し新たに見解が加わりました。

つきましては、退院・退所加算の算定要件に関し、居宅サービス計画の内容が変更されたかではなく、※居宅サービス計画の作成に係る一連の業務が行われたかで判断することとなりますので、下記のとおり取り扱っていただきますようお願いいたします。

※ 居宅サービス計画の作成に係る一連の業務とは基準第13条第3号から第11号までに掲げる一連の行為をいう。

記

当該加算の算定要件は、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）ホの注において「当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合」と定められていることから、職員と面談を行い当該利用者に関する必要な情報提供を受けた結果、計画の変更がないことから、居宅サービス又は地域密着型サービスの調整を行わない場合には算定できない取扱いとなる。ただし、居宅サービスの変更として、一連の業務を行い、居宅サービス又は地域密着型サービスの調整を行った場合は、居宅サービス計画が、結果的に変更前と同様となった場合であっても算定できる。

※ なお、上記内容のQ&Aは、広島県のホームページに掲載されています。

広島県トップページ > 組織でさがす > 健康福祉局 > 介護保険課 > 平成24年度介護報酬改定のページにある「H24年度介護報酬改定Q&A【広島県版】」を参照してください。

問い合わせ先
広島市介護保険課事業者指導係
(電話：082-504-2183 fax：082-504-2136)